

その「センサス年」の前後に、「統計調査の環境が悪化している」事実を伝える記事が頻繁に掲載された¹³⁾。

とくに、広島市においては、「国調」史上に例のない「調査員殺人事件」まで発生した。

統計環境の悪化は、上の記事にも掲載されているように、調査対象者やその環境に関するものが多いが、調査員の確保に関する問題も重要なポイントである。

ここでは、前者に限って問題を整理してみよう。

(1) 不在世帯の増加

調査時に不在の世帯が多い。平均世帯人員の低下もあるが、単身世帯の増加、共稼ぎ世帯の増加などが大きい。社会的背景としては「都市化」、さらには「産業構造の変化」まであげられよう。

(2) プライバシー意識等の高揚

個人の権利や自由意識の高まりによって、調査員に知られること、あるいは調査されること自体を拒否する傾向もある。

(3) 外国人等の増加

「外国人用の調査票」も用意されているが、アジア系外国人、不法滞在者なども多く、それらに十分対応しきれていない。

(4) 夜型社会化

コンビニエンス・ストアの増加にも象徴されるように、ひとびとの「生活様式の多様化」や「24時間社会化」による調査困難も考えられる。飲食店等のうちの夜間営業事業所の調査については、上記の「調査員確保の問題」にも直接つながることである。

(5) その他

「オートロック式マンション」の例なども含めて、建物の構造が対面調査などの障害になる場合も増えてきている。また、高齢者世帯などの中にも調査困難な場合があり、いずれも今後増大することが予想される。

13) 例えば、日本経済新聞平成元年4月27日付け「やりにくくなった統計調査」、同じく平成3年6月30日付け社説「統計環境が悪化している」など。

11. 統計の対応

経済分析に際して、しばしば「統計に頼り過ぎる」として批判される類の指摘もある¹⁴⁾。そこでは、統計のもつ「無機質」の「冷たい」イメージが強調されている。統計数字の使い過ぎあるいは濫用などは厳に謹まなければならないということである。

しかしながら、われわれは、本書においては、「統計の積極的利用、活用」を訴えているのであるから、「統計は大いに使うこと」を前提にして、他のことから（実例、インタビュー、人間心理）などとのバランスを取りながら、経済分析や経済社会問題の議論において、説得力のある展開を図っていこうというのが結論となる¹⁵⁾。

このように、「統計数字」は、上記の記事のような性格も、一面にはもちながらも、「具体性」、「正確性」、「緻密性」、「現実性」、「客観性」などを説得する強力な手段でもある。

つぎに、「サービス経済化」、「技術革新」など経済社会の構造変化に「統計」、とくに「経済統計」が適応しきれていないのではないかという問題も提起されている¹⁶⁾。これは、統計の供給側（作成者）に立つ者の常に心がけなければならないことである。

このような方向に沿って、現に、平成元年には「サービス業基本調査」¹⁷⁾などが実施されるに至っている。また、昭和59年には「日本標準産業分類」も改定されるなどしている。

14) 例えば、日本経済新聞平成元年5月23日付け社説「経済の構造変化に追いつかない統計」、中国新聞平成元年12月2日付け「天風録（交通事故統計）」、日本経済新聞平成3年6月28日付け「女性の奉仕活動」などはいずれも、統計自体、あるいは統計を作成・利用する際の問題点などを取り上げたものである。

15) ちなみに、田中角栄元首相は、その演説などにおいて、しばしば「統計数字」を用いて、独特の口調と相まって、極めて説得力の高い話し振りだったと定評がある。

16) 上記の日本経済新聞平成元年5月23日付け社説「経済の構造変化に追いつかない統計」などでも指摘されている。

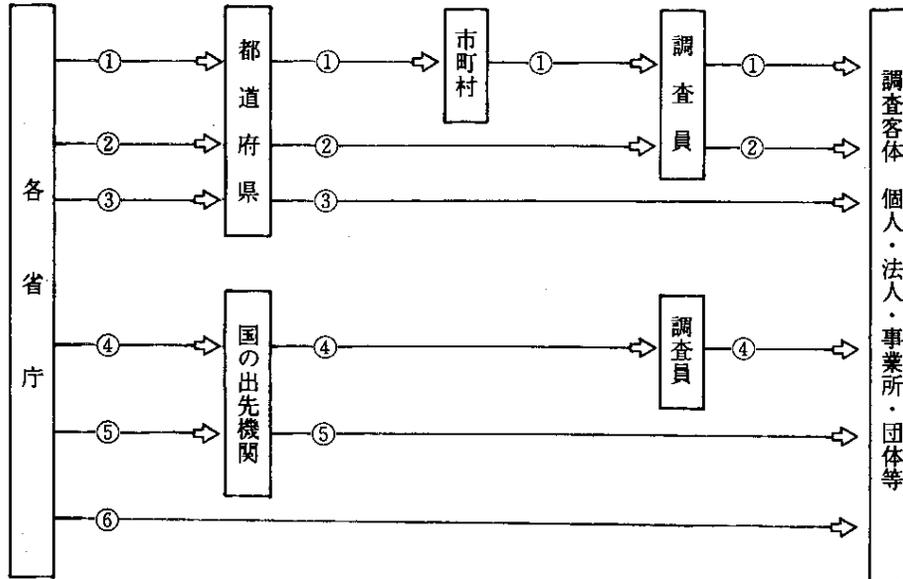
17) 総務庁統計局「平成元年サービス業基本調査報告」参照。

表14 総務庁所管指定統計調査一覽

調査名	周期	目的	調査対象	調査事項	調査地域	調査機関の系統
国勢調査	5年	国内の人口の実態を明らかにする (悉皆調査)	約12,400万人 約4,100万世帯	氏名・男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、5年前の住所の所在地、教育、就業状態、配属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、世帯の種類、住居の種類等	全国	都道府県 市区町村
事業所統計調査	3年 (注)	事業所の分布と事業活動の状態を明らかにする (悉皆調査)	甲 約715万事業所 乙 (標本調査) 一 丙 約20万事業所	甲：事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、事業の種類、従業者数等 乙：名称、所在地、販売上高 丙：名称、所在地、事業の種類、職員数	全国	都道府県 市区町村
住宅統計調査	5年	住宅及び世帯の居住の状況を全国及び地域別に明らかにする	約670万世帯 (住宅)	住宅の建て方、階数、所有の関係、建築の時期、設備、床面積、居住室数、家賃又は年間収入、世帯人員、家計を主に支える者の年齢、通勤時間等	全国	都道府県 市区町村
就業構造基本調査	5年	国民の就業、不就業の実態に関する基本的構造を全国及び地域別に明らかにする	約50万世帯 約117万人	就業状態、有業者の産業・職業・就業日数・就業年数、年間収入、転職希望の有無・理由、副業の状態、無業者の就業希望、1年間の就業状態、世帯員の構成等	全国	都道府県 市区町村
全国消費実態調査	5年	全国の世帯の詳細な消費構造を明らかにする	約87,300世帯	家計上の収入と支出、年間収入、主要耐久消費財の所有数量、貯蓄現在高、借入金残高、住居の所有状況、世帯員の構成等	940市町村	都道府県 市区町村
全国物価統計調査	5年	小売・卸売段階における全国の物価の構造を明らかにする	小売業約239,000店舗 卸売業約24,000店舗	主要な商品・サービスについて、小売(310品目、1,033銘柄)及び卸売(200品目、700銘柄)の販売価格又は料金・販売数量、店舗の形態等	741市町村	都道府県 市区町村
社会生活基本調査	5年	国民の社会生活の実態を総合的に明らかにする	約12万世帯 約29万人	生活行動時間、1年間のスポーツ、学習、趣味、社会的活動の内容、旅行の状況、世帯員の構成等	全国	都道府県
サービス基本調査	—	サービスを営む事業所の経済活動及び業務の実態を全国及び地域別に明らかにする	約42万事業所	事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期及び形態、事業所の種類、従業者数、経費、設備投資、事業収入、本所又は支所の別、資本金・出資金又は基金の額、営業時間、業務の繁忙の時期、定休日	全国	都道府県 市区町村
労働力調査	毎月	国民の就業状態を明らかにする	約43,000世帯 約108,000人	就業状態、産業・職業、従業上の地位、就業時間、転職希望の有無、求職の状況、世帯員の構成等	全国	都道府県
小売物価統計調査	毎月	消費者物価指数、その他物価に関する基礎資料を得る	価格 約38,000店舗 家賃 約8,000世帯	主要品目(600品目)の小売価格及び料金	216市町村	都道府県
家計調査	毎月	国民生活における家計収支の実態を明らかにする	約8,800世帯	毎月の収入・支出、生活用品の購入数量、年間収入、世帯員の構成等	232市町村	都道府県
個人企業経済調査	四半期	個人企業の経営の実態を明らかにする	2,880企業	営業上の収支、資産・負債、棚卸高、在庫高、企業の事業内容等	187市町村	都道府県
科学技術研究調査	毎年	科学技術に関する研究活動の実態を明らかにする	15,900企業等	研究費、研究の内容、国際技術交流、企業の事業内容等	全国	(郵送)

(注) 事業所統計調査は、第13回(昭和56年)から5年ごとを実施している。
総務庁『行政の管理と総合調整』(平成4年)による

図9 国の統計調査の実査系統図



実査系統別の統計調査の例

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①・国勢調査（総務庁 5年周期） <ul style="list-style-type: none"> ・農林業センサス（農水省 5年周期） ・工業統計調査（通産省 毎年） ②・毎月勤労統計調査（労働省 毎月） <ul style="list-style-type: none"> ・薬事工業生産動態統計調査（厚生省 毎月） ③・大気汚染物質排出量総合調査（環境庁 毎年） <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健統計調査（文部省 毎年） | <ul style="list-style-type: none"> ④・農家経済調査（農水省 毎年・毎月） <ul style="list-style-type: none"> ・貸金構造基本統計調査（労働省 毎年） ⑤・法人企業統計調査（大蔵省 半年毎・毎四半期） <ul style="list-style-type: none"> ・船舶船員統計調査（運輸省 毎年） ⑥・科学技術研究調査（総務庁 毎年） <ul style="list-style-type: none"> ・機械受注統計調査（経企庁 毎月・毎四半期） |
|--|---|

資料：表14に同じ

さらに、経済統計でないものについても、「統計の取り方」、「統計の公表の仕方」などについて考えさせる点もある。たとえば「交通事故死亡者数」などは、社会にとって「減ってくれば望ましい」統計数値であり、複数の採り方があるのであれば一考させる¹⁸⁾。

「統計」は長期間に渡って継続的に利用するために（統計の時系列利用）、「途中で定義を変える」などは極力避けるべきである。しかしながら、とくに「交通事故死亡者数」などのように、「重大

な社会問題」として捉えるべきものについては、その「社会性」を重くみて変更してもよいのではないか。そして、実態は統計値が「大きい」のであるから、社会に警告する意味においても、変更すべきものと考えられる。

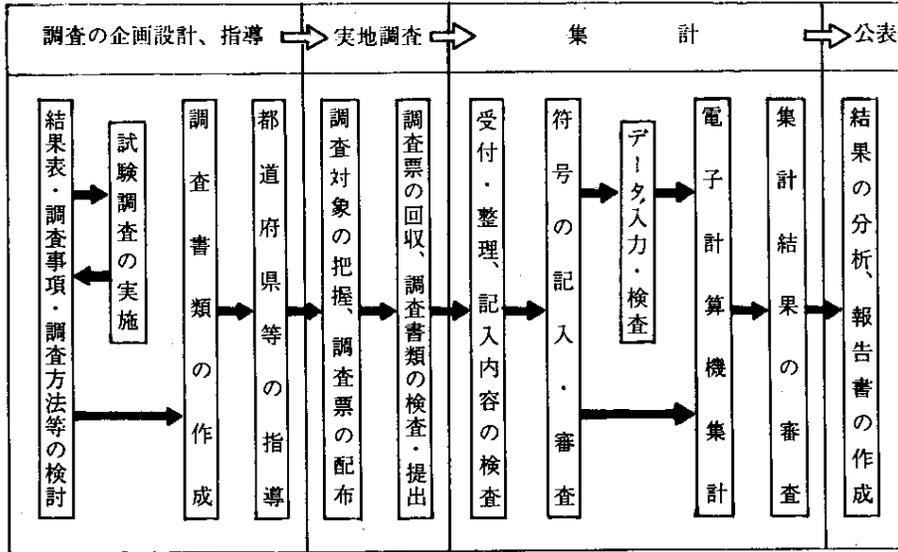
また、現在の「GNP（国民総生産）」統計などについて考えさせるものもある¹⁹⁾。

これらは、「マクロ経済学」や「経済統計学」においても、常に指摘されていることでもあるが、現在、日本、米国、欧州諸国など先進諸国を始め

18) 上記中国新聞平成元年12月2日付け「天風録（交通事故統計）」等。

19) 日本経済新聞平成3年6月28日付け「女性の奉仕活動」参照。

図10 統計調査の企画から結果の公表までの流れ



資料：表14に同じ

とする多くの国々において採用されている「国民経済計算」システムにおいては、「市場取引される」財貨・サービスを「付加価値」で計上することになっている。

したがって、注記の「ボランティア活動」を始め、「主婦の労働」なども「GNP」にはカウントされない。このため、過去にも「NNW」（国民純福祉）などの指標も考えられたこともあるが、かなり作成者の「恣意性」も入り客観性、普及性に乏しいということで、利用度は低い状況にある²⁰⁾。

いずれにしても、「豊かさを測る尺度」としての統計については、今後ともさらに「より実態を

反映する優れた指標」を求めて開発・研究していく必要がある。

12. 統計調査体制

わが国の統計制度の根幹については、「統計法」において、諸般の事項が定められている²¹⁾。同法においては、「国調」などの「5大センサス」を始めとして、わが国の地域全般にわたる重要な統計調査は、ほとんど「指定統計調査」とされている。

なお、わが国統計制度等に関する統括官庁である総務庁統計局が所管する「指定統計調査」の一覧表を〈表14〉に掲げた。

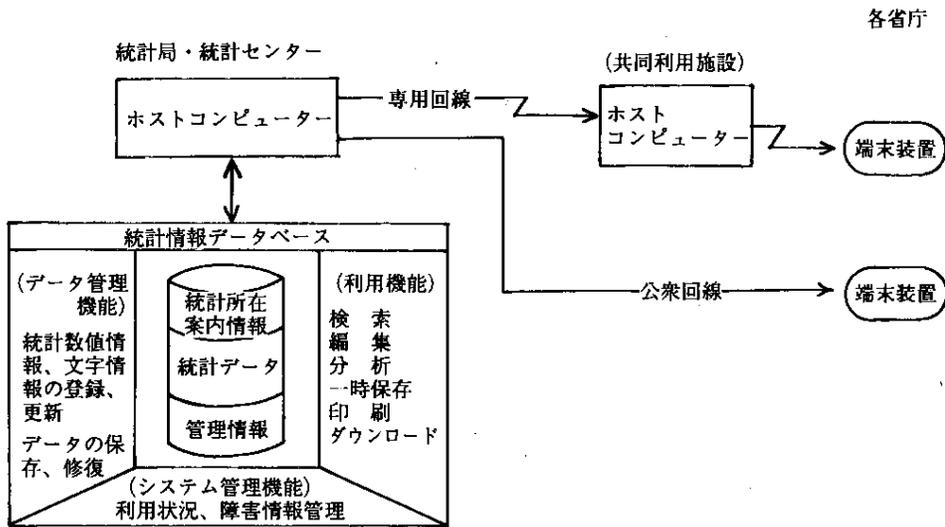
ところで、上記の「統計法」については、その第19条に「罰則」が規定されている。これによると、先に取り上げた「調査拒否」などは、同条第1項の(3)に該当し、「6カ月以下の懲役若しくは禁固又は10万円以下の罰金に処する」ことになっている。

しかしながら、筆者の調査した範囲内では、未だかつて、この「罰則」が適用されたことはない

20) 「国民1人当たり所得（GNP）」は米国を超えたのに「それほど豊かになった実感がない」というのが大方の国民の抱くところであるといわれている。筆者の考えるところでは、このような金額表示の「国際比較統計」については、「為替レート」の影響が大きく、生活レベルでのレートは「1ドル=200円」辺りが本来の相場ではないかとみている。OECDの「購買力平価」もその辺りのレートを指摘している。現行の「為替レート」は、「自動車」、「電機」などの貿易品に誘導されて決定されており、物価水準を必ずしも反映していない。

21) 統計法（昭和22年3月26日法律第18号）

図11 統計情報データベース・システム (SISMAC)



総務庁「行政の管理と総合調整（平成4年）」による

表15 統計調査に用いる標準分類の設定及び改訂の状況

名称	設定年月	改訂回数	最終改訂年月
(1) 日本標準産業分類	昭和24年10月	9回	昭和59年1月
(2) 日本標準職業分類	35年3月	3回	61年6月
(3) 日本標準商品分類	25年3月	5回	平成2年6月
(4) 日本標準建築物用途分類	27年3月	5回	昭和59年3月
(5) 疾病、障害及び死因分類	23年4月	3回	53年12月

資料：表14に同じ

とのことである。粘り強く説得にあたる現場の「調査員」や「行政担当者」の苦勞の大きさが推察される。

さて、総務庁統計局の刊行している「総合統計書等一覧」のなかでは、地域統計利用のために『統計でみる県のすがた』等が刊行されており、さらに、図形化・地図化したものとして『地域メッシュ統計地図』なども刊行されている²²⁾。

また、〈図9〉には、「国の行なう統計調査」の実査系統図とその事例を示した。5大センサスなど、わが国全地域を網羅するような大規模調査は、ほとんど一番上の①のルートで実施されている。

22) 総務庁「行政の管理と総合調整（平成4年版）」大蔵省印刷局、P85。

「国の行なう統計調査」とは、都道府県や市町村など「地方」を介して行われている場合が多いのである。

さらに、〈図10〉においては、「統計調査の企画から結果の公表までの流れ」が示されているが、ここでも、「実地調査」の前後まで含めて都道府県や市町村が関与する部分が多いのである。

また、〈図11〉には、そうした統計データをコンピュータ処理したり、データベース利用したりする仕組みが図示されている。通信ネットワークを利用して、地域からアクセスしやすいシステムを開発・研究しなければならない。

他方、総務庁においては、行政管理機能の一環として、「統計調査に用いる標準分類の設定及び改定」を行っているが、その状況を〈表15〉に示した。とくに、「日本標準産業分類」等は統計のみでなく、近年の「サービス経済化」や「ニュービジネス」など経済分析の上からも関心のもたれるところである。

13. 「統計」と地域

ところで、「統計（学）」は、英語の“Statistic(s)”などからもわかるように、本来、人口、国土面積、生産など「国家（State）の状況」を記述するこ

とに由来している。

とりわけ、統計学の源流のひとつでもあるドイツ「大学派統計学（国状学派）」などにおいては、ドイツ語の“Statistik”（統計、統計学）を文字通り「国状を記述する」分野、学問と捉えていたことはよく知られている。

このような背景もあって、幕末から明治初頭にかけて西洋から紹介された当初は、「統計」の訳語として「政表」、「綜記」、「形勢」、「表記」、「国勢」など、その意味内容を表わすような、さまざまなことばがその都度当てられてきた。

その後、明治7年、箕作麟祥がフランス語の“Statistique”を「統計（学）」と訳してから「統計」という訳語がほぼ固定して普及し始めたといわれている。フランスで発展した「確率論」は、今日の「推測統計学」の基礎理論ともなっているが、それらを含めて、「統計」が形式的にもっている数学的、計数的性格なども影響して、「統計」という訳語もでてきたのではないかと推察される。

しかしながら、そうした後においても、「統計」は元来の漢語の意味においては「合計」と同義であるなどとの指摘も現れ、「わが国近代統計の祖」と呼ばれている杉亨二（太政官正院政表課大主記）も適当な訳語がないと嘆いたといわれている。

このような経緯を経ながらも、「統計」は用語として次第に定着していき、今日では、韓国や漢字の本場の中国においても「統計」として用いられるに至っている。ある意味では、わが国の「統計」の実績を物語っているともいえよう。

以上のような経緯や背景からしても、「統計」や「統計学」は正に「国家」のためにこそ存在するようにも解釈できるが、一方では、だからこそ、「地方国家」（つまり「地方自治」）の発展のためにも「地域統計」は極めて重要な意味をもっているともいえる。

そこで、以下では、主として、地域統計供給の要になっている都道府県（代表例として広島県）の統計の現状と課題を取り上げてみたい。

ちなみに、一般の市町村については、都道府県の統計主管課の指導のもとに、指定統計調査等、「国の行なう大規模な統計調査の実査」業務などにあたっている。

また、大半の市町村においては、総務、財政、企画、広報、商工などの業務を分掌している部署

が統計業務を担当している。総務庁の調べでは、兼務まで含めると、全国の市町村の統計業務に従事する職員数は、平成3年4月1日現在、12,328人となっている。

このような状況は都道府県の統計主管課の場合についても同様である²³⁾。

ところで、総務庁では、都道府県の統計主管課（例えば、広島県の場合は上記統計課）に対し、その組織体制の維持・整備を図るため、国の予算で「統計専任職員」を配置することとしており、平成3年度実績において全国で2,532人、131億9千万円を計上している。

また、都道府県の統計主管課からも数多くの「地域統計書」が刊行されているが、それらのなかには、かなり加工度の高いものも含まれている²⁴⁾。

14. 地域統計の信頼性

前出の「物流統計」とも関連するが、運輸省が毎年刊行している『貨物地域流動調査』（総流動）にしても、その中の「地域別」、「品目別」などの統計については、（特に、輸送量の8割方を占める「自動車」輸送の統計が「サンプル（標本）調査」のため）信頼性に乏しいことを自ら認め、使用上の注意を促している²⁵⁾。

また、このため、折角調査され刊行されている地域統計を、工業統計、商業統計などの地域経済

23) たとえば、広島県企画振興部統計課の場合、単県統計調査事業は9事業のみで、残りは上でみたような「総務庁」、「通商産業省」など国の統計調査事業である。広島県企画振興部統計課「平成4年度事務概要」P4。

24) 例えば、広島県統計協会を介しての刊行物（広島県統計課監修）『データからみた広島県経済Q&A』（平成4年）など。また、地域メッシュ統計とは別の「小地域統計」として、広島市（情報統計課）が先駆的に作成した「コミュニティー・カルテ」などの例もある。なお、最も加工度の高い地域統計のひとつとしての「地域産業連関表」については、昭和60年表として「中国地域」、「広島県」、「広島市」のものなどが作成されている。

25) こうした点については、運輸省運輸政策局情報管理部門編『平成2年度貨物地域流動調査・旅客地域流動調査』（財）運輸経済研究センター、平成4年3月刊、冒頭の「調査の概要」を参照されたい。

統計と同時に「地域物流データ」として利用することが困難な状況も生じている。

こうしたことは、総務庁統計局所管の「家計調査」の地域統計分がサンプル数の問題もあって、しばしば、時系列上の「不連続性」を指摘される点と同様である。

これらのことは、たとえば、地域「所得連関」モデルの構築のために、「消費係数」を算定する際、家計調査の「当該地域勤労者世帯」分のサンプル数が少なく、統計値が時系列上不安定なため、数年間の「移動平均」をとって対処せざるをえないなどの場合にみられる²⁶⁾。

このように、全国にわたって行われる統計調査のうち、「サンプル調査」で行われているものについては、照準が「国での利用」に定められているために、折角行なった「地域での調査」が「死んでいる（初めから公表されない）」か、「利用に耐えない」（上記の例など）かのどちらかであることが多い。

15. 地域概念の変化と地域統計

ところで、「地域経済」に関する分析を進めていく際に、いわばその適用の「場」あるいは「単位」ともなる「地域」について、その概念を明確にしておかなければならない。

この点に関して、大友篤氏は、「地域ということばの代わりに、“地方”、“地区”、“地帯”、“領域”、“区域”、“圏（域）”など、ほぼ同様の意味をもつことばを用いることもある。…それらの間には、厳密には、それぞれニュアンスの違いはあるけれども、それらは、すべて、地球表面上の一定の広がりや意味している点では共通している。この広がりや、地理学などでは“空間”（Space）と呼ばれる。」として共通性を強調されている²⁷⁾。

ところで、通常使用する「地域」に関しては、例えば、東北地方、関東地方、中国地方などといった、いわゆる「地域ブロック」、あるいは、東海地方、北陸地方、山陽地方などといった「旧道」、

26) 地域政策研究会「'89海と島の博覧会経済効果調査報告書」

27) なお、これらの定義については、大友篤「地域分析入門」東洋経済新報社、1982年、PP.5-7を参照されたい。

尾張地方、播磨地方、安芸地方などといった「旧国」、現行の「都道府県」および「市郡区・町村」、さらには、「地方生活圏」²⁸⁾、「広域市町村圏」²⁹⁾、「大都市圏」など、各種各様の地域区分を設定することができる。

このように、さまざまな地域概念、地域設定が存在するが、現実には、交通手段の発達によって、個人の生活領域、企業の経済活動領域は拡大してきている。

ところが、地域統計は、上記のような「指定統計」などにしても、行政業務から派生する「業務統計」にしても、「行政区域」単位で調査され、作成されている。

したがって、都道府県やとくに「市区町村の境界域を割り込む」ような区域設定の場合、当該統計の作成が困難になる。

また、市町村合併などに伴う「長期時系列統計」についても、スムーズな変換利用のための統一的なシステムづくりが望まれる。

16. 「統計地域」としての都道府県

さて、物流統計を始めとして、ほとんどいつでもよい地域統計が、少なくとも「都道府県」までは、区分単位として、調査され、あるいは表章されている。そのため、とりわけ、都道府県よりも小さい地域単位での統計データの比較、検討がかなり限定されたものにならざるをえないことは、しばしばある。

このように、地域データの表章単位である「統計地域」の制約や、上でみてきたような「統計調査体制」の問題などもあり、「各種の地域分析データが揃っている」という理由において、本稿においても、主として、都道府県を中心とした地域経済の議論を行ってきた。

したがって、将来、わが国の地方自治における

28) 建設省は、全国43都道府県に179の「地方生活圏」を設定している。ただし、東京、大阪、神奈川などの大都市地域と沖縄は、除外されている。なお、区域設定の評価については、建設省「平成4年建設白書」大蔵省印刷局、1992年刊などを参照されたい。

29) また、「広域市町村圏」については、自治省要綱（昭和44年）により設定されており、全国で363圏域設定されている。

行政改革などによって、たとえば、「道州制」などが採られるにしても、現行の「都道府県」単位の行政区分を何等かの形で残し、「統計地域」として継続して欲しいものである。その理由として、「統計」の観点以外のものをあげるとすれば、

- (1) わが国の歴史上久しく用いられてきた「旧国」（「安芸」、「備後」等）をほぼ内包しているケースが多いこと
- (2) 明治以来、1世紀以上にわたって、近代日本の発展とともにあり、現在においても、住民意識、地域意識として、国民の間に定着し、馴染まれてきたこと
- (3) とりわけ、町村の「集合単位」としての「郡」制が有名無実化している現実があり、経済活動などの広域化を考えれば、市町村の「集合単位」としての役割も果たしうること
- (4) 仮に「道州制」が採用されたとしても、そのなかに平均して7～8程度の「適度な数」の構成地域単位となること³⁰⁾などとなろう。

なお、都市の中核性の議論にも関わるが、北海道については、地域経済分析のための「統計区域」としても、是非4～5県程度に分割してほしいものである。北海道を他の都道府県と同列に扱うには、余りにも広すぎるのである³¹⁾。

ちなみに、平成2年の国勢調査結果によると、北海道の人口が、明治の開拓史以来初めて減少に転じている（昭和60年対比）。道内における一極集中に多少なりとも歯止めをかけるためにも「分県」を検討すべきではないかと考える。

17. おわりに

以上、「地域政策上」関心度の高い「人流、物流」データを中心とした都道府県ベースでの「地域関係の分析」例などをみながら、どのような「地域統計」が関連して要求されるか、そして、付随する地域統計全般の整備状況、問題点は何かなどを考察してきた。

最後になるが、近年、地域経済を分析する者、

30) ちなみに、この7～8という数は、実務上「会議に適した構成数」といわれている。

31) 札幌を中心とする地域と、その他3～4県にである。

あるいは地域政策を考える者にとって、地域統計上極めて残念なことがいくつかあげられる。

たとえば、「商業統計調査」では、卸売の仕入先（都道府県別）を昭和60年調査を最後に調査しなくなった。これは、経済の地域依存関係の分析上極めて残念なことである。

また、「工業統計調査」では、昭和56年調査から、事業所数の少ない特定業種を除き、「従業者規模1～3人」の小規模事業所については「暦年調査対象外」とし、現在では、西暦の末尾が0、3、5、8の年のみ調査するようになっている。小地域になるほど小規模事業所の割合が増えることを考えれば「地域統計」の観点からは残念なことである。

上でも指摘したように、「統計環境」の悪化、調査対象（事業所）等の負担軽減、調査員の確保などの問題を考えれば、このような傾向もある程度理解することはできる。しかしながら、経済社会の「チェック機能としての統計」の重要性を考えると、返すがえすも残念なことに思われる³²⁾。「自由主義」を建て前とする社会においては、それぞれの「計画」や「計画性」も重要であるが、「チェック機能」こそ本質的に重要なのである。

32) わが国においては、「チェック機能」を果たす組織や人に対する評価が総体的に低いと考えられる。この「統計」だけでなく、たとえば、「公正取引委員会」、「会計検査院」、国会などの「決算委員会」、あるいは会社の「監査役」などもそうかもしれない。これらは、いずれも「後追い」の、したがって「地味な」存在である。そのため、職務が「目立った」評価につながらない性格をもっている。その結果、「人」もそのような組織、部署に着きたがらない傾向がある。

付表 歴代「全総」(国土庁)

	全国総合開発計画	新全国総合開発計画	第三次全国総合開発計画	第四次全国総合開発計画
策 定	昭和37年10月5日 閣議決定(池田内閣)	昭和44年5月30日 閣議決定(佐藤内閣)	昭和52年11月4日 閣議決定(福田内閣)	昭和62年6月30日 閣議決定(中曽根内閣)
期 間 お よ び 目 標 年 次	昭和35年～45年 昭和45年	昭和40～60年 昭和60年	おおむね10カ年 基準年次を昭和50年とし平成12年を展望しつつ、昭和60年～平成2年を目標年次として作業	おおむね平成12年(西暦2000年)を目標年次
背 景	1 低成長から高成長経済への移行 2 地域的課題の顕在化 (1) 過大都市問題 (2) 地域間の所得格差の拡大 3 所得倍増計画の策定-太平洋ベルト地帯構想	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 地域の所得格差 4 資源の有効利用の促進	1 安定成長経済 2 人口の地方定着、産業の地方分散の兆し 3 地域の総合的格差 4 資源制約の顕在化 5 国民意識の変化	1 中成長経済 2 東京圏への高次機能の一極集中と人口の再集中 3 急速な産業構造の転換と地方圏における経済の停滞 4 高齢化、国際化、技術革新、情報化等の進展
基 本 的 目 標	地域間の均衡ある発展 1 都市の過大化防止と地域格差の縮小 2 自然資源の有効利用 3 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	豊かな環境の創造 1 長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編効率化 4 安全、快適、文化的環境条件の整備保全	人間居住の総合的環境の整備 1 限られた国土資源を前提とする 2 地域特性、歴史的伝統的文化を尊重する 3 人間と自然との調和をめざす	多極分散型国土の形成 1 定住と交流による地域の活性化 2 国際化と世界都市機能の再編成 3 安全で質の高い国土環境の整備
開 発 方 式	拠点開発構想 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発を進め、地域間の均衡ある発展を実現する。	大規模プロジェクト構想 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	定住構想 大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ、人間居住の総合的環境の形成を図る。	交流ネットワーク構想 交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の深化を基本とする交流ネットワーク構想の推進により多極分散型国土の形成をめざす。

(注) 中国地方総合研究センター「中国地方の経済と地域開発1992年版」より引用

